

栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務 業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

栃木県プロフェッショナル人材副業・兼業マッチング支援業務

2 業務の目的

本県では、栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営をとおして、地域の中小企業の「攻めの経営」への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現への取組を進めてきた。また、慢性的な人材不足を解消する取組として、副業・兼業人材の活用を促進するセミナーや外部人材の移動費への補助等を実施してきた。

しかしながら、外部人材を受け入れることへの抵抗感や、雇用にかかる初期費用への懸念等が見られ、県内では依然として深刻な人手不足が続いている。

他方、地域企業のデジタル化・DXを推進するデジタル人材や、生産性の向上等、事業企画・運営に実績のある人材は都市圏に集中していることから、こうした状況を踏まえ、企業の成長を促進していくためには、副業・兼業による都市圏のプロフェッショナル人材の活用が必要である。

そこで本業務では、副業・兼業人材マッチングプラットフォームなどの人材マッチングビジネス事業者が運営するサービス上で、成約した求人企業が支払う紹介手数料の1/2を委託料から充当することにより、県内企業の副業・兼業人材の活用のハードルを下げるとともに、その活用効果を波及させることにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）

4 履行場所

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県産業労働観光部産業政策課

5 用語の定義

本仕様書において、次の用語は、以下に示す定義による。

① 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者及び事業を行う個人又はその他の団体。

② プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材。

③ プロフェッショナル人材戦略拠点

地域の中小企業に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロフェッショナル人材に対する地域のニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と個々の案件との相乗効果を目指し、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする地域の拠点施設。

6 業務の内容

乙は、本県の立場に立ち、以下の項目を誠実に履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行し、甲や栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点の意見等を的確に反映して実効性のある業務を行うこと。

(1) 栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点が行う雇用促進セミナー（仮称）への協力

栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点が主催するデジタル技術を活用した雇用促進セミナー（仮称）において、本事業及び、副業・兼業によるプロフェッショナル人材活用の事例紹介及び活用のポイントなどについて説明をする等、協力を行うこと。

(2) 案件票の作成サポート

副業・兼業人材の活用を目指す県内の中小企業等（以下、県内企業とする）に対してヒアリング等を実施し、案件票作成支援をするとともに、必要な場合は副業・兼業人材のターゲット選定等に関する助言等を行う。

(3) 栃木県特設案件広告ページの制作・周知

栃木県専用の案件広告ページを制作し、栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて申込みのあった県内企業の案件票を掲載する。

(4) 面談サポート

募集した案件に申込みがあった場合、面談開催について県内企業に対し必要な調整や助言等を行う。

(5) 契約サポート

県内企業とプロフェッショナル人材で採用が合意された場合、県内企業に対して契約書作成についての助言等を行う。

(6) 紹介手数料への委託料の充当処理

県内企業と、プロフェッショナル人材またはプロフェッショナル人材をマッチングする乙の間で、副業・兼業の形態で業務委託契約を締結した場合、乙は紹介手数料または紹介手数料に相当する額（業務委託料から人材への報酬を除いた額）の2分の1を県内企業に請求し、残り2分の1を委託料から充当すること。

〔対象企業〕対象となる者は、県内に事業所を置く中小企業等であって、次の（ア）または（イ）に該当する者のうち、（ウ）に該当する者とする。

（ア）プロフェッショナル人材と、副業・兼業の形態で3か月以上の業務委託契約を締結した県内企業

（イ）プロフェッショナル人材を副業・兼業の形態で3か月以上マッチングする内容の業務委託契約を乙と締結した県内企業

(ウ) 本事業における副業・兼業活用の事例について、栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点による事例集作成のための取材に協力できる県内企業
〔対象費〕 紹介手数料または、乙へ支払われるプロフェッショナル人材の業務委託契約費のうち、紹介手数料に相当する額（業務委託契約費に100分の35を乗じた額を上限とする）
なお、対象費は千円未満切り捨てとし、1県内企業に対して委託料を充当する金額の上限額は乙が設定すること。

〔対象期間〕 県内企業とプロフェッショナル人材または乙の契約期間のうち、対象費に委託料を充当する期間（3か月を下限とする）は、乙が設定すること。

〔対象費への委託料の充当率〕 2分の1

〔委託料を充当する契約人数の限度〕 1県内企業につき、1名まで

〔成約下限数〕 10件以上（契約による先着順）

(7) 契約後アンケートの実施

県内企業の業務委託契約の締結から約3ヶ月後を目安に、乙は当該プロフェッショナル人材に、契約及び県内企業での勤務に関するアンケートを行い、集計結果を甲に報告すること。

(8) その他

その他副業・兼業人材の業務委託契約に関して、県内企業に対して必要なサポートを行う。

7 助言等

本業務期間中、乙は甲に対して適切な助言を行うとともに、甲が疑問点についての照会又は必要な資料等を求めた場合、迅速に対応し回答又は資料提供等を行うこと。

8 再委託の制限

本委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に甲の承諾を得ること。

9 報告書の提出

(1) 報告内容

- ・本業務の成果及び課題を取りまとめた実績報告書

6－(6)については県内企業名及びそのマッチング内容について記載を行うこと。

部数：1部（別途、電子データを提出すること）

※電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。

- ・その他、甲が指示する資料等

(2) 納品期限

令和7年3月7日（金）

10 経費

(1) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用を負担しない。

- (2) 乙は、本事業において成約した県内企業に対して栃木県特設案件広告ページの制作・周知にかかる費用の負担を求めないこと。

11 業務体制

- (1) 本業務を円滑に進めるため、乙は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 必ず責任者を置くこと。

12 その他留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、あらかじめ甲と十分協議を行うこと。
- (2) 業務において、栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点及び同拠点と連携する地域金融機関と、県内企業のサポートについて、密に連携を行うこと。
- (3) 乙の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (4) 乙は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (5) 不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、乙は遅延なくその旨を甲に連絡し、その指示に従うものとする。
- (6) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は乙の責任において適切に行うこと。
- (7) 業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (8) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (9) 乙は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず甲と協議すること。

13 特記事項

本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。